

兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第13号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年3月31日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「6月に支給する場合においては100分の140」を「6月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の160」を「100分の150」に、「100分の120」を「100分の105」に、「12月に支給する場合においては100分の140」を「12月に支給する場合においては100分の130」に改め、同条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の160」を「100分の150」に、「100分の120」を「100分の105」に、「100分の65」を「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の75」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160、」を「100分の145、」に、「100分の160」を「100分の150」に、「100分の180」を「100分の165」に改める。

第6条の3第1項第1号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあつては、100分の50)」を削る。

第7条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 勤務時間規程第5条の3第1項に規定する超勤代休時間

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の2の次に次の1条を加える。

(超勤代休時間)

第5条の3 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員に対して、その60時間を超えて勤務した全時間に対して超過勤務手当として別に加算した額の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、60時間を超えて勤務した全時間にかかる月(以下第3項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間にある勤務日等(第6条第2項各号に掲げる休日及び第7条第1項に規定する代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(第7条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ)を除く。第5項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における60時間を超え

て勤務した時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「職員給与条例」という。）第22条第2項第1号に掲げる勤務に相当する勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
 - (2) 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）第3条第1項（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員給与条例第22条第2項ただし書又は第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に相当する勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
 - (3) 職員給与条例第22条第2項第2号に掲げる勤務に相当する勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 4 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。
- 5 第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りではない。
- 6 超勤代休時間の指定に関しては、職員の希望を尊重するとともに、第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 超勤代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第7条第1項中「当該各号に掲げる期間内にある勤務日等（」の右に「第5条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等（以下「超勤代休時間指定勤務日等」という。）及び」を、「として、」の右に「超勤代休時間指定勤務日等及び」を、「4週間後の日までの期間内にある勤務日等（」の右に、「超勤代休時間指定勤務日等及び」を加える。

第11条第1項の表4の項(6)中「環境美化」を「環境美化・環境保全」に改め、同項(6)の次に次のように加える。

- (7) (1)から(6)までに掲げる活動のほか、国、地方公共団体又は公共的団体が行う地域づくりに係る活動のうち、別に定めるもの

第11条第1項の表5の項中「週休日」の右に「、第5条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等」を加え、同項の表11の項事由の欄を次のように改める。

- 11 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合

- ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）
- イ 当該子に健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する健康診査をいう。）、健康診断（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断をいう。）又は予防接種等を受けさせる際の世話
- ウ 当該子が在籍する学校又は保育施設等が実施する入学式、卒業式又は授業参観への出席
- エ 感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症をいう。）の予防のため、当該子が在籍する学校又は保育施設等の全部又は一部が臨時に休業となった場合の当該子の世話

第11条第1項の表16及び表17の項中「週休日」の右に「、第5条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等」を加える。

第11条の2第1項及び第2項を次のように改める。

育児休暇は、次に掲げる休暇とする。

- (1) 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第3条第5号又は第6号に該当して育児休業をすることができない職員が、当該職員の3歳に満たない子の養育をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇
- (2) 職員（次のアからオまでに掲げる職員を除く。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する当該職員の子で子の満6歳に達した日の翌日以降

における最初の学年の初めから1年を経過しない児童を養育するため、1日の勤務時間の一部（正規の勤務時間の終わりにおいて、1時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

ア 子育て支援条例第21条第1号及び第2号に掲げる職員

イ 育児部分休業の承認を受けている職員

ウ 育児休暇により養育しようとする子について、配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている職員

エ ウに掲げる職員のほか、職員が育児休暇を取得しようとする時間において、育児休暇により養育する子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

オ 第11条の表8の項の承認を受けた職員

2 育児休暇の期間は、次の各号に掲げる育児休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 前項第1号の育児休暇 1回につき1月の期間内において必要と認められる期間

(2) 前項第2号の育児休暇 1回につき1年の期間内において必要と認められる期間

第11条の2第4項を次のように改める。

4 育児休暇の単位は、次の各号に掲げる育児休暇の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。

(1) 前項第1号の育児休暇 1日

(2) 前項第2号の育児休暇 30分

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

2 この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

4 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成19年企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当該各号に定める額」の右に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同項第1号中「同日にその者が受けていた管理職手当」の右に「に減額率(同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給に対応する企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程(平成22年企業庁管理規程第5号)附則別表の減額率欄に定める率とする。以下同じ。))を乗じて得た額」を加え、同項第2号中「新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当」の右に「に減額率を乗じて得た額」を加え、同項第3号中「こととなるもの 同日にその者が受けていた管理職手当」の右に「に減額率を乗じて得た額」を加え、同項第4号及び第5号中「その者が受けることとなる管理職手当」の右に「に減額率を乗じて得た額」を加え、同項第6号中「) 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当」の右に「に減額率を乗じて得た額」を加え、同項第7号中「もの 同日にその者が受けていた管理職手当」の右に「に減額率を乗じて得た額」を加え、同項第8号中「その者が受けることとなる管理職手当」の右に「に減額率を乗じて得た額」を加え、同項第9号中「旧職員割合」を「旧職員支給割合」に改め、「旧職員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当」の右に「に減額率を乗じて得た額」を加え、同項第10号中「した場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当」を「して前各号の規定によるものとした場合の額」に改める。

附則別表

給料表	職務の級	号給	減額率

企業職給料表(1)	特10級	1号給から21号給まで	100分の99.7
	10級	1号給から45号給まで	100分の99.7
	9級	1号給から49号給まで	100分の99.7
	8級	1号給から65号給まで	100分の99.7
	7級	1号給から81号給まで	100分の99.8
	6級	1号給から93号給まで	100分の99.8
	5級	1号給から89号給まで	100分の99.8
	4級	17号給から113号給まで	100分の99.8
		13号給から16号給まで	100分の99.9
		1号給から12号給まで	100分の100
	3級	29号給から89号給まで	100分の99.8
		25号給から28号給まで	100分の99.9
		1号給から24号給まで	100分の100
	2級	61号給から93号給まで	100分の99.8
		57号給から60号給まで	100分の99.9
1号給から56号給まで		100分の100	